

# 伊丹市新庁舎整備基本計画策定支援委託業務に係る 公募型プロポーザル 実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

伊丹市新庁舎整備基本計画策定支援業務（以下「支援業務」という。）

### (2) 業務目的

本業務は、伊丹市新庁舎建設を行うにあたり、現庁舎の現状と課題、新庁舎の必要性、備えるべき機能、役割等、設計の前提となる整備方針や与条件を整理した上で、市民や議会等の意見を聞きながら調査・検討を行い、新庁舎の規模、事業手法および概算事業費等の基本計画の策定を支援することを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「伊丹市新庁舎整備基本計画策定支援委託業務仕様書」のとおり。

### (4) 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで。

## 2 予算限度額

支援業務に係る費用の上限は、17,000,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）以内とします。提案価格（見積額）が予算限度額を超過した場合は、失格とします。

## 3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 伊丹市入札参加資格者名簿（平成29年度）に登録されていること。または、契約までに登録手続きを完了できていること。
- (2) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 過去10年間（平成19～28年度）に、次に掲げる同種または類似の業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。

①同種業務：国又は地方公共団体の庁舎建設（床面積5,000㎡以上）に関する基本計画の策定業務

- ②類似業務：国又は地方公共団体の庁舎建設（床面積5,000㎡以上）に関する設計業務
- (7) 自らの組織の中から、管理技術者および担当技術者を配置すること。なお、管理技術者は次のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。
- ①技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門：都市および地方計画）
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士

#### 4 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに支援業務実施に関する事項に限ることとし、評価および審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。

- (1) 提出期限 : 平成29年7月26日（水）午後5時00分まで（必着）  
※締切以降、業務にかかる質問は受け付けません。
- (2) 提出先 : 伊丹市安全・安心施策推進班（伊丹市役所5階）
- (3) 提出方法 : 質問書（様式7）により、持参、郵送又は電子メールによる。  
（必ず着信の確認を行うこと。また、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しません。）
- (4) 回答方法 : 平成29年7月28日（金）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、伊丹市ホームページ上に掲載します。

#### 5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出してください。

- (1) 提出期限 : 平成29年8月2日（水）午後5時00分まで（必着）
- (2) 提出先 : 伊丹市安全・安心施策推進班（伊丹市役所5階）
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送で提出  
（郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。）
- (4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
①参加表明書	様式1	1部	8部
②会社概要	様式2	1部	8部
③業務実績調書	様式3	1部	8部
④業務実施体制調書	様式4	1部	8部
⑤配置予定技術者調書	様式5	1部	8部

※1. 各提出書類の内容を証するために求める添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

#### 6 参加資格の確認および企画提案書の提出を要請する者の選定

参加表明書等の提出書類に基づき、「3 参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかどうか確認を行うとともに、「伊丹市新庁舎整備基本計画策定支援委託業務プロポーザル審査会」において、別表

審査基準表「参加表明書(書類審査)」に基づき書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業者(「上位5者程度」)を選定します。

選定された者にとっては、その旨を通知するとともに、企画提案書の提出を要請します。また、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知します。

- (1) 通知日 : 平成29年8月4日(金)  
(2) 通知方法 : 参加表明書連絡先に記載のメールアドレスおよび郵送にて  
(郵送の場合は到着が通知日の数日後になります)

選定されなかった者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

- ① 提出期限 : 平成29年8月14日(月)までの休日を除く、午前9時~午後5時まで。  
② 提出先 : 伊丹市安全・安心施策推進班(伊丹市役所5階)  
③ 提出方法 : 持参又は郵送  
(郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください)  
④ 様式 : 任意様式(住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと)

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 : 平成29年8月18日(金)午後5時00分まで(必着)  
※参加表明書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。  
(2) 提出先 : 伊丹市安全・安心施策推進班(伊丹市役所5階)  
(3) 提出方法 : 持参又は郵送で提出  
(郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。)  
(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
⑥企画提案書	様式6	1部	8部
⑦業務工程表	任意様式	1部	8部
⑧見積書	任意様式	1部	8部

#### (5) 企画提案書のテーマ

項目	内容
テーマ①	<b>【将来の社会動態等を踏まえた庁舎利用について】</b> 人口や職員数の減少、ICT、マイナンバー制度の普及等、今後の社会動態の変化を踏まえた行政サービスの提供や庁舎機能のあり方、施設規模、レイアウト等検討についての考え方を提案すること。
テーマ②	<b>【現庁舎敷地内での新庁舎整備について】</b> 現庁舎敷地内に新庁舎を整備する場合の建物配置・機能配置、工事中の業務継続方法、および庁舎整備に伴う周辺地域への影響や効果検討の考え方について提案すること。
テーマ③	<b>【工期短縮およびライフサイクルコスト縮減の考え方について】</b> 新庁舎整備に係る基本計画策定後の設計、施工における工期短縮のための考え方について提案すること。また、事業費（工事費、解体費、備品購入費等）およびランニングコストなどライフサイクルコスト縮減のための方策等について提案すること。

(6) 作成時の留意事項 : 別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

## 8 企画提案書等の審査

### (1) 審査方法

別表の企画提案書等の評価項目および評価基準に基づき、「伊丹市新庁舎整備基本計画策定支援委託業務プロポーザル審査会」において、審査および評価を行います。最終評価点は「参加表明書（書類審査）」および「企画提案書・ヒアリング審査」の合計とし、最も得点の高かった者を受託候補者とします。評価点が同点の場合は、審査会において順位を決定します。

### (2) ヒアリング審査

参加表明書を提出し、参加資格を有すると認められた参加者のうち、期日までに企画提案書を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査の実施概要は次に示すとおりです。

項目	内容
①実施予定日	平成29年8月23日（水） 予定
②実施場所	伊丹市役所内会議室（伊丹市千僧1丁目1番地） 予定
③実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1者につき30分（説明15分以内、質疑15分程度）を予定。</li><li>・ ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替えおよび追加資料の提出は不可とします。</li><li>・ 出席者は3名以内とし、配置予定管理技術者が出席することとします。</li><li>・ ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に別途通知します。</li></ul>

### (3) 受託候補者の特定

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知します。受託候補者に特定されなかった提

案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知します。

なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

- ① 提出期限 : 平成29年8月31日(木)までの休日を除く、午前9時～午後5時まで。
- ② 提出先 : 伊丹市安全・安心施策推進班(伊丹市役所5階)
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送  
(郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。)
- ④ 様式 : 任意様式(住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと)

#### (4) 契約締結交渉

審査会において、受託候補者に特定された提案者と市は契約交渉を行います。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行います。

#### (5) 結果の公表

審査会における審査および評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとします。

### 9 日 程

実施内容	実施期間
公示	平成29年7月18日(火)
質問受付期間	平成29年7月18日(火)～7月26日(水)
質問回答日	平成29年7月28日(金)
参加表明書等受付期間	平成29年7月18日(火)～8月2日(水)
書類審査結果通知 (企画提案書の提出要請およびヒアリング日時の通知)	平成29年8月4日(金)
企画提案書等受付期間	平成29年8月4日(金)～8月18日(金)
ヒアリング実施予定日	平成29年8月23日(水)
特定結果通知予定日	平成29年8月24日(木)
契約締結	平成29年8月末

### 10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき

- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 提案価格（見積額）が、前記2に示した価格（予算限度額）を超過しているとき
- (4) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (6) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (7) ヒアリング審査に出席しなかったとき
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき
  - ①本市審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること
  - ②他の提案参加者と応募内容又はその意思について相談を行うこと
  - ③受託候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること
- (9) ヒアリング審査を行い、50点を下回ったとき
- (10) その他選定結果に影響を及ぼすおそれある不正行為を行ったとき

---

## 11 契約について

契約内容および仕様については、受託候補者として選定後、企画提案等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとします。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

---

## 12 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替えおよび再提出は認めません。また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達および遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、本市はこの責を負いません。提案参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じてください。
- (2) 配置予定技術者は原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければなりません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (4) 提出書類はいかなる理由であっても返還しません。
- (5) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはありません。ただし、本プロポーザル手続きおよびこれにかかる事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録および保存等を行います。
- (6) 書類の作成、提出およびその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とします。
- (7) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、事由発生後速やかに文書で通知してください。取り下げによる不利益な取り扱いはありません。
- (8) 本提案にかかる提出書類は、伊丹市情報公開条例（平成17年3月24日条例第3号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。
- (9) 仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に

発注者・受託者が協議のうえ、内容を確認・変更するものとします。

- (10) 本プロポーザルにて委託業務受託者となった場合においても、今後予定されている新庁舎建設に関する設計業務への参加を妨げるものではありません。

---

### 13 書類提出および問い合わせ先

---

伊丹市安全・安心施策推進班

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話番号 072-784-8120 (直通) ファクス番号 072-780-3531

電子メール [anzen-suishin@city.itami.lg.jp](mailto:anzen-suishin@city.itami.lg.jp)

別表 審査基準表

【参加表明書（書類審査）】

評価項目	審査基準	配点	書類
事業者実績	同種・類似業務の実績数に応じて評価。なお実績が1件もない場合は参加資格を有していないため選定しない。	10	様式3
技術者実績	管理技術者の同種・類似業務の実績	15	様式5
	主たる担当技術者の同種・類似業務の実績		
	主たる担当技術者の保有資格（技術士、一級建築士）		
計		25	

【企画提案書・ヒアリング審査】

評価項目	審査基準	配点	書類
実施方針	業務の理解度、取り組み意欲、工程の効率性・実現性、実施体制の的確性	20	様式4 様式6 工程表
評価テーマ	提案内容の的確性、独創性、実現性	45	様式6
見積価格		10	任意
計		75	